

麻生系炭坑における納屋制度の生成過程

東定, 宣昌
第一経済大学

<https://doi.org/10.15017/13643>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 8, pp.6-11, 1977-06-01. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

麻生系炭坑における納屋制度の生成過程

第一經濟大學 東 定 宣 昌

一 はじめに

わが国の石炭産業史に関する研究は高島・三池を中心とした官営事業——中央大財閥系資本に集中し、その底辺を構成する多数の地場中小資本のそれについては必ずしも十分ではない。「日本の炭鉱史をとりあげて納屋・飯場制度に論及しないものはない」のであるが、納屋制度の研究もこうした研究史に制約されているように思われる。納屋制度について隅谷三喜男教授は明治二〇年代後半以後の「筑豊賃労働関係の特質を示すもの」であったといわれる。そして筑豊地方こそ明治二〇年代以降日本石炭礦業の中核であったのである。しかし、以後筑豊地方の納屋制度に関しては、教授の『筑豊炭礦誌』の分析に全面的に依拠したままである。そうした状況をより豊かにするため、報告は後に地方大手の一といわれる麻生鉱業の母体となった諸炭坑における、明治一〇年代から三〇年代初頭に至る坑夫統轄管理体系を検討して、納屋制度成立過程の一面を窺ってみようとするものである。

二 姑息掘坑における経営組織

明治一〇年代前半、麻生家は嘉麻郡有井村開ヶ谷坑(明治一〇年)・泉ヶ谷坑(二年)・下笠松坑(四年)・泉鳥羽坑(四年)・同郡鯉田村浦田坑(三年)・大師坑(五年)・同郡有安村寺ヶ坂坑(三年)など多数の炭坑を経営した。これらはすべて「一も機械的の応用なく、単に人力のみを以て採掘し所謂狐穴に類するものにして、排水の如きも三五間乃至七八間の豎坑を穿

ち、坑内外に人夫を排置し、釣瓶を以て揚水す、故に其の坑口は常に炭屑の焼失に鑿ち、不完全なる坑道を通して左右に幾多の切葉をつけ、進掘漸く遠くして排水漸く困難となれば、忽ち之を中止して更に他の焼失に転ずる」²⁾姑息掘といわれるもので、経営期間を確定することは仲々困難である。上掲姑息掘坑は、例えば浦田三人社、下笠松四人社、或いは有井下鳥羽三名社とも称されているように、すべて何名かによる共同経営(実質的には合名会社)であった。経営者と借区主の関係は、借区主に一定の「手数料」を支払い採掘した場合と共同経営者の一が借区主である場合があったようである。

下笠松坑についてみよう。下笠松坑の借区名儀は麻生末吉(賀郎次男・太吉次弟)にあったが、明治二三(一八八〇)年一月より一二月迄嘉麻郡鯉田村の白土茂三郎が荒塊一万斤につき七〇銭、小石一万斤につき一五銭、切込石一万斤につき四二銭を揚銭し、中漕船四艘を貸渡してもらう以外は採掘にかかる費用一切を負担する条件で、同郡立岩村の麻生賀郎・麻生惣兵衛・花村徳七・篠崎忠三郎から請負った。しかし翌一四(一八八一)年には、麻生太吉・花村徳七・白土茂三郎・麻生惣兵衛、以上四人の共同出資による四人社となっている。この経営組織をみると、四人の坑主の下に山勘場・川勘場があり、山勘場の下に棟梁があって坑夫を指揮している。山勘場は白土茂三郎が担当し、棟梁を統轄すると共に岡出、即ち坑口から川端積入場迄の運搬を監督していた。川勘場の業務分担は中漕・岡入、即ち川端への積入とその運搬で、麻生家の小作人で麻生家の信頼が厚い瓜生右衛門がたった。山勘場の下で棟梁二名、弥助・幸助が掘子を指揮して採炭

に従事している。下笠松坑でも既に掘子・車引・水汲の労働は分化しているが、これらを詳細に知ることはできない。

麻生家が下笠松坑と同時期に経営に参加した泉鳥羽坑の場合をみよう。この借区主と共同出資者も今明らかにすることはできない。泉鳥羽坑では向鳥羽にも坑口が開かれたようであるが、「甲処の山陰、乙処の谷間に狐もどきの穴を穿」って採掘したのである。泉鳥羽坑の経営組織は下笠松坑のそれと同様であった。山勘場は花村次助（のち松岡次助に引継）、川勘場は瓜生勘右衛門・西坂幾次の二名、棟梁は幸助で下笠松坑の棟梁幸助と同一人物かと思われる。この下で掘子一六「先」程度が採掘に従事している。但し、史料の制約から棟梁の位置付けと機能については明確でないところがある。しかし、山元麻生太吉宛に山勘場より個々の掘子の作業用具代金（えび代）・賃金（米の場合もある）を請求した書付や飯塚東町鍛冶屋儀平より鶴嘴代金を請求した書付が多数みられること、切羽別石炭一万斤当り掘子賃金（二円）二円四〇銭が坑主の下で決定され、「石炭掘方中日役及賃金名寄帳」も存在していたと思われること等から、掘子が一括して全面的に棟梁の管理統轄下にあったとは考え難い。

勘場・棟梁の賃金をみよう。下笠松坑の場合、山勘場は岡出高一万斤につき二〇銭、川勘場は岡入高一万斤につき一五銭であった。これに対し棟梁の賃金については「下笠松諸入切取上簿」中の山勘場白土茂三郎の項目の中に「弥助棟梁銭百斤ニ付七毛掛」「幸助右同百斤ニ付三毛」の記載がある。一万斤当りに換算すると各七銭・三銭となる。即ち勘場・棟梁の賃金は請負による業績賃金であった。

しかし、この場合の棟梁の請負が高島炭坑の請負人や鞍手郡京野炭坑の棟梁の採炭請負とは異なることは上述した点より明らかであろう。麻生系枯息掘炭坑では勘場・棟梁が重層的請負関係にあり、しかも坑夫に対しては山勘場の採掘炭監量——賃金管理を通しての坑夫管理も強かったのではなからうか。また納屋は「其家屋ノ如キ見ル影モナキ非人小屋ト同然ノモノニテ、僅ニ雪霜雨露ヲ凌グニ過ギ」ないもので、坑主麻生太吉すら「此破頰頼簷ノ裡ニ居住シ、古鍋ヲ鉤シテハ自カラ飯ヲ炊キ、菓籠ヲ手ニシテ

ハ自カラ茶ヲ煎ジ」¹²³ていた状況で納屋頭も不要であったろう。従って棟梁は、「昔時未だ未聞ニ属シ、排水器アルニアラズ、蒸気籠アルニアラズ、技師アルニアラザレバ、畜ダ君（注・麻生太吉が指導者トナリ、先導者トナリ指南者トナルモノハ、坑夫取締役タル実地ニ経験アル頭領ナル者ニ過ギザレバ……）」¹²⁴と述べられているように、採炭に関する熟練技術者で、坑道の掘進・維持・直接採炭の管理を通して、掘子の作業管理を主として請負っていたものと思われる。

三 蒸気機械の導入と納屋制度

明治一七年（一八八三）の試掘に始まる嘉麻郡鮎田村の鮎田炭坑は、麻生家にとって最初の近代的「大」炭坑の計画に依ったものであった。開坑時の借区坪数四万八五九坪六合三勺（麻生太吉名儀、二〇〇尺の堅坑を設け排水は一二吋スペシャルポンプ二台、一〇吋同ポンプ二台を設置し、運搬は坑内鉄道（人力）を布設、堅坑より蒸気捲揚機械で捲揚げ、坑口より川端船積場迄約五二〇間の鉄道（人力）を布設する計画であった。¹²⁵開坑期の資本金は一万円で、麻生太吉八五％、鮎田村福岡久三郎一〇％、同村白土茂三郎五％の出資による実質的合資会社であった。¹²⁶その後資本金を増額し、借区を拡大し、明治二〇（一八八六）年には漸やく蒸気捲揚機械も据付け、¹²⁷上記の計画はすべて達成された。一方採炭労働は、坑道掘進には開坑時からダイナマイトと火薬が使用されているが、依然として鶴嘴とエブによる手労働であった。

坑区規模の拡大、排水と捲揚の機械化、坑内・坑外鉄道の布設に対し、直接採炭過程が姑息掘当時のままであったことは必然的に採炭坑夫の増加を必要とした。明治一九（一八八七）年職工一六二人・雇夫三〇人、二〇年職工七〇人・雇夫五人、二一年職工二〇八人・雇人八人という記録もあるが、明治二一年一月改の「セナ坑夫人名記・スラ坑夫人名記」には六八先（内一六先切出し）二四名の坑夫名がみえ、また翌二二年一月のものかと思われる綴には一五二名の坑夫名が書き上げられている。¹²⁸

こうした坑道の大規模化と坑夫数の増大は「坑内見ケベ」を主務とする

棟梁の地位を引き上げた。棟梁は大棟梁と平棟梁に分化し、鯨田炭坑では大棟梁宮坂長三郎(鯨田村)・平棟梁小石作平(同村)・篠原直七、その他は山勘場瓜生長右衛門(勘右衛門子・立岩村)・谷清三郎(鯨田村)・川勘場金政茂十郎(同村)・村上甚右衛門(同村)であった。勘場・棟梁の賃金は山勘場・川勘場・大棟梁が石炭積入一万斤につき五錢、平棟梁は一万斤につき二錢五厘プラス日給一〇錢を支給されている。業績賃金の色相を残してはいるが、これらは事実上被雇傭者であり、坑主の下での中間管理者であった。これは明治二二(一八八八)年にはすべて年俸一一〇円と改定された。

機械設置に伴う仕操方の生成や大工・鍛冶の直轄組込により山勘場の役割は増大した。当初坑主が最も信頼し、副坑長の地位にあった瓜生長右衛門を山勘場に配置して、棟梁と同様に「坑内事業見ケベ」をも兼務させたことは、なおこの時期の山勘場の重要性を示しているといえよう。このため明治二〇年初頭に新に事務所が設置され、従来山勘場管轄事項であった「職場諸入切品及坑内外諸物品取締及貸方」や坑夫その他の賃金管理が事務所所管の事項に移行されたものと思われる。また「坑内見ケベ」——坑夫管理は完全に棟梁の監督下に置かれることになったようである。鯨田炭坑では「坑夫ハ雇入総員ノ七八分ハ近隣ノ村落ヨリ(近隣ノ坑夫ニ限り妻子ニ石炭ヲ荷出セ、又ハ引出サセスルヲ以、女坑夫凡五分アリ)、二三分ハ豊前・広島・伊予等ノ産国ノ者、幼少ノ時ヨリ地方炭坑ニ仕役シ来リシ者ヲ雇入レ」ていたのであるが、後者の幕末以来形成された流れ坑夫を確保するため、大棟梁・平棟梁は自らも納屋を所有し、納屋経営をしていたようである。

ところで明治二二年一月のものと思われる坑夫書上には竹田豊吉納屋・松尾次六納屋・谷口太郎納屋という名称がみえ、各一九名・二〇名・二一(或いは二七)名の単身者坑夫を配下においている。「職工礦夫賃金証書綴」は職工・坑夫の坑主に差出した前借証を綴り込んだものであるが、上記大納屋頭が弁証請人として名を連ねている坑夫の前借証がある。これによると大納屋頭配下の坑夫も形式的には坑主と直接雇傭契約を結び、他の坑夫と同様、一人当り一円乃至四円の前借金を貸与されている。しかし事実上納屋頭の一括管理統轄の下にあったと思われる。前借証では同時に棟梁が

保証人となっている。棟梁——入納屋頭——坑夫Vの管理統轄関係があったことを示している。

納屋頭が弁証請人となった坑夫を出身地別にみると、武田豊吉の場合、福岡県鞍手郡二名、粕屋郡二名、田川郡二名、穂波郡一名、広島県二名、長崎県一名、宮崎県一名、佐賀県一名、鹿児島県一名、熊本県一名、以上一四名であり、栗原治六(松尾次六)の場合は、福岡県穂波郡五名、粕屋郡五名、御笠郡二名、嘉麻郡一名、山口県一名、大分県一名、以上一五名である。坑夫の出身地は極めて広範囲にわたっており、これらが上述流れ坑夫であったことは明らかであろう。ところで大納屋頭栗原治六はまた一坑夫として自らも坑主から前借して雇傭契約を結んでいる。鯨田炭坑の大納屋頭は一の坑夫であり、坑夫ごりわけ流れ坑夫の中から親分的性格を有するものが頭角をあらわしたものである。従って「無頼の博徒」的なものもいたであろう。

明治二二年の坑夫統轄中間管理職は坑夫取締・大棟梁・坑内棟梁からなっている。即ち新たに坑夫取締が設けられ、従来の平棟梁は坑内棟梁と名称を変えているのである。明治二一(一八八八)年になると、鯨田炭坑でも炭鉱熱の勃興や炭価の高騰の影響を受けて坑夫不足が顕在化し、募集に苦悩するようになる。棟梁は坑主の指示の下に「坑内見ケベ」の傍ら近隣を坑夫募集のために駆け巡っているが、他方坑主は賃金の引上げによる坑夫募集・安定策をとらず、佐賀坑夫(実際は長崎坑夫カ)と新民坑夫の組織的導入によってこれに対処しようとした。かくして地元坑夫中心の坑夫構成は変容を迫られたのであるが、技術者の性格を有し、地縁的・血縁的關係によって坑夫を募集・管理統轄していた棟梁はこうした状況に対応できず、新たに坑夫取締が出現したのであろう。

四 明治三十年頃の上三緒・山内炭坑

嘉麻郡笠松村上三緒炭坑(明治二七年開坑)と山内炭坑(三〇年開坑)は「鯨田の売渡代金に依って獲得して置いた鉱区を、忠限の譲渡代金に依って、開坑経営した」ものといわれる。明治三二(一八九九)年に鉱区を合併し、

芳雄鉞区と称し、昭和四〇（一九六五）年閉山するまで麻生系炭坑の柱の一つであった。

明治三〇年一〇月の両坑の坑夫の状況について『筑豊炭礦誌』は次のように述べている。上三緒炭坑、納屋二三棟、「本坑々夫は総数三百八十五人あり、而して彼等の多くは坑夫にあらざれば、数年來勤続する妻子携帯のものにして、浮浪坑夫の輩に倣はず、何れも精勤の聞へあり、蓋し彼等の多くは久しく本坑主に従ひ明治十二年の頃姑息採掘の際より鯨田・忠限の採掘に従事し、後本坑の開鑿に従ひ、又々來りて其業を継続するものにして、多年の縁故自から一種情愛の爲めに支配され、互に親子の關係あり、故に其事業の整頓して実功の挙ること著しきは多く近坑に見ざる所なりと云ふ」。芳雄（山内炭坑、納屋一五棟、「総数二百人あり、一切の条項は前記上三緒坑に同じ」）。

そこでこの実態にもう少し立ち入ってみよう。明治三一（一八九八）年の上三緒・山内両坑の坑夫を出身地別にみると、上三緒炭坑では坑夫総数二五九名中、福岡県嘉穂郡四四・八％、その他県内二六・三％、福岡県を除く九州二二・〇％、中四国六・九％で、山内炭坑では坑夫総数一五二名中、嘉穂郡五七・二％、その他県内二三・七％、九州八・六％、中四国一〇・五％である。鯨田炭坑の「七八分ハ近隣ノ村落ヨリ」といわれる状況から、約一〇年の間に相当広範囲にわたるようになっていたが、尚地元嘉穂郡出身近隣村方坑夫が中心であった。とりわけ山内炭坑では嘉穂郡中の約三分の二を地元笠松村坑夫が占めている。笠松村は麻生家の所在地であり、嘉穂郡は麻生賀郎が幕末以来庄屋役、触口役、石炭山元取締、三等戸長、石炭掛を歴任した郡であり、しかも多数の炭坑を経営したところであることを考えると、農村的親方子方關係の存在を推測することができるであろう。因に村方坑夫のうち単身者は上三緒三二・八％、山内四二・五％であった。これを全坑夫についてみると上三緒二八・六％、山内三六・二％であるから、いずれも若干高いものであった。

このように村坑夫・家族持坑夫を中心としても、掛坑夫（通い坑夫）は全坑夫に対し、山内三〇～二五％、上三緒一六～二％であった。他はす

べて納屋に居住したのである。納屋は明治三〇年末頃、上三緒坑に二三棟一五〇戸、山内坑に一五棟八〇戸あり、一戸は四畳半で「跡山先山二人及び家族二人若クバ三人、都合一家族トシテ五人位」。「独行ノモノナレバ四人住位」として割当てられていた。

ところで「坑夫人員調」中、上三緒坑よりの報告備考に「藤島富吉外百六拾三名ノ志願年月日ニ明治三十一年六月一日トアルハ、從來坑夫ニシテ、去ル五月改革ニ際シ、大納屋ヲ廃シテ、納屋所属坑夫ハ皆直轄トナル時、悉ク直轄坑夫ニ志願セシメタルヲ以テ、皆三十一年六月一日志願トナシタル者也」とある。これによると、明治三二年五月上三緒坑では大納屋が廃止され、すべて「直轄」となっている。おそらく上三緒坑に比較して村坑夫の比率が高かった山内坑でも、存在していれば廃止されたであろう。単身者坑夫について前述したことは、このことを念頭において考えなければならぬ。ここに一旦麻生系炭坑における納屋制度は廃止されたのである。この理由を明確に示した史料は見当たらないが、鯨田炭坑の場合、事務所の新設が坑夫管理組織を大きく変容せしめたように、この場合も事務体制の整備が理由の一つをなしているのではなからうか。即ち、「五月改革」とは、前年麻生家本邸前に事務所を新築したのを契機に、当時麻生家が経営していた上三緒炭坑・山内炭坑・燗石坑・持田炭坑と製工所・コークス製造所・川端監量場の事務一切を麻生商店の下に統轄・統一するものであった。また上三緒坑では前年一納屋頭を拐帯詐欺罪で告訴している。こうした炭坑への帰属意識の稀薄な納屋頭による納屋経営は当然炭坑側との望むところではなかったであろうし、その納屋坑夫も多数を占める村方坑夫との間に調和せざる面があったであろう。

納屋制度廃止後の「直轄」坑夫は上三緒坑では坑夫取締——坑内小頭、山内坑では坑夫取締——坑内頭領の下で管理した。納屋建物はすべて炭坑所有で、坑外掛の管理下におかれ、坑外掛は納屋掃除定夫（日役）を置き、常時納屋掃除をするともに、必要な場合には日役を増雇して修繕、畳替、雪落し等をしている。

五 おわりに

麻生系炭坑における明治一〇年代～三〇年頃迄の坑夫統轄管理体系を中心にうかがった。これを経営組織の中に位置付けて整理しておくこと図I～IVのようになるかと思われる。

結論は既に行論の中に示されていると思うが、上三緒・山内炭坑の「直轄」制度の性格を明らかにすることも報告の中で行ないたい。なお指摘しておかなければならないことは、麻生系炭坑における納屋制度は明治三一年をもって消滅したのではなく、これ以後に展開するのである。その最終的廃止は昭和四(一九二九)年である。湧水問題を蒸気排水唧筒によって、運炭問題を鉄道の設定によって克服した筑豊石炭礦業のその後の課題の一つは、必要坑夫の確保とその裏面である採炭作業の機械化にあったのである。そのことは家族主義が最も強いと思われる麻生系炭坑においてすら、明治三三年上三緒坑では坑夫総数二二〇～二六〇名のうち、月によって異なるが約一〇％は帰省坑夫であり、さらに約一〇％は病氣負傷坑夫があり、入坑坑夫は坑夫総数の六〇％前後、在坑坑夫の七〇％前後にすぎず、また逃走退坑坑夫も一日平均一～二・五人に達していることに既にかがえるのである。

註

- (1) 麻生百年史編纂委員会編『麻生百年史』(昭和五〇年)年表。この外にも明治八年から一二年までの間には嘉麻郡山野村山伏坑、松元坑、穂波郡南尾村伊勢ヶ谷坑などにも関係している(「県下出身礦業家六傑伝麻生太吉君」、『福陵新報』明治二九年二月)写。
- (2) 高野江基太郎『筑豊炭礦誌』(覆刻版)五一頁。
- (3) 麻生家文書整理番号 さ一一六。
- (4) 同右 さ一六。
- (5) 同右 さ一八。
- (6) 同右 さ一二五。ただし、一先は二人乃至三人を基本とすることを意味するものではない。切出し(採炭・坑内運搬兼務)も多かったであろう。

- (7) 麻生家文書整理番号 さ一二九、さ一二五。しかし、勿論このことは「えび」や鶴嘴が坑主所有であったことを示すものではない。
- (8) 同右 さ一八。
- (9) 同右 さ一六。
- (10) 同右 さ一六。
- (11) 高島炭坑の請負人については隅谷三喜男『日本賃労働の史的研究』(一九七〇)第四章二頭領制度、村串仁三郎『日本炭鉱賃労働史論』(昭和五一年)第一章第三節参照。京野炭坑の棟梁については遠藤正男『九州経済史研究』(昭和一七年)第二論参照。ただし、高島炭坑の請負人の請負範囲については隅谷教授と村串教授の間に理解の相違がある。
- (12) 「県下出身礦業家六傑伝麻生太吉君」、『福陵新報』明治二九年二月)写。
- (13) 同右
- (14) 明治一八年二月福岡県令岸良俊介宛「上伸」(麻生家文書整理番号 M二二一)。
- (15) 「鯉田礦山坑主申合規約」(同右M二二一四三)。
- (16) 河野亀次郎宛麻生太吉書簡(同右M二二一六)。
- (17) 麻生家文書整理番号 M二二一二、M二二一六、M二二二五。
- (18) 以後併せて東定「明治二〇年前後麻生鯉田炭坑の棟梁制度」(秀村選三他編『近代経済の歴史的基盤』昭和五二年所収)を参照されたい。
- (19) 「石炭坑夫ニ関スル取調上申」(麻生家文書整理番号 M二二一二五)。
- (20) 納屋には坑主所有の納屋もあり、売却場は阿部八右衛門(福岡久三郎妹婿、後三菱鯉田炭坑納屋頭)の請負であった。
- (21) 泉彦蔵『麻生太吉伝』(昭和九年)一四四頁。
- (22) 高野江前掲書五二四、五三〇頁。
- (23) 麻生家文書整理番号 M三一四四、五。
- (24) 同右 M三一四四、五。
- (25) 同右 M三一四四、五。
- (26) 同右 M三一四四、五。
- (27) 同右 M三一四四、五。
- (28) 同右 M三一四四、五。
- (29) 同右 M三一四四、五。
- (30) 同右 M三一四四、五。
- (31) 同右 M三一四四、五。なお、売却場は炭坑直営である。
- (32) 同右 M三一四四、五。

